



賃上げ・ボーナス制度改善を求めて団体交渉 低すぎる賃上げ、チーム医療を壊すボーナス格差にNO！



2月13日、都立病院労組は都庁法人都立病院機構支部と共に賃上げ、ボーナス制度について法人本部と団体交渉を行い19人が参加しました。

冒頭私たちの要求に対して法人本部から回答がありました。それは、「昇給は平均0.9%、ボーナス制度は6割が加算されるもので職員のモチベーションを向上させるために必要なもの」という従来の主張を繰り返すものでした。それに対して都立病院労組からは3支部から発言を行いました。それに対して法人本部から更なる発言がありましたが納得いく内容

では到底ありませんでした。そこで最後に五十嵐副執行委員長が「現場は忙しく頑張っているのに差が大きすぎる。都と同じベースアップというが、実際にはすぐに賃金が頭打ちになる。病院職員の賃金、ボーナスの引上げを」と賃金賞与制度の改善を強く求めました。

各支部からの発言要旨

「外来看護師の時給は近隣相場から400円近くも低い。それで60人ほどいた職員が今は40人ほどしかいない。人が少ないのに仕事が増えている。まず賃上げが先だ」

「いろいろ頑張ってもこんなに差がつくとモチベーションが上がらない。看護助手では労働条件の良い職場に転職する人も出てきている。退職者を出さない改善を」

「上位者に加算する分の原資として全員から拠出金をとっていたこと多くの職員が知らない。このせいもあり、加算がつかない4割は標準ではなく下位と受けとめてしまう」（文責執行委員会）

このような回答で妥結するわけにはいきません。都立病院労組は2回目の要求書を機構支部と共に提出することを確認しました。

現場のリアルな声を下のQRコードから届けてください。



異動予定のお知らせ 看護師は内示2月26日

異議申し立ては、労組本部に11時まで時間厳守で

24年4月1日付人事異動スケジュールの情報提供がありました。看護要員（歯科衛生士含む）は、2月26日（月）本人内示、27日（火）異議申し立て締切、3月1日（金）14時決定です。異議申し立てを行う方は、労組ホームページから所定の用紙をダウンロードして申立書を作成。必ず管理職に組合を通じて異議申し立てをすることを伝えて、所属支部に書類を提出してください。他職種は詳細が決まり次第お知らせします。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@ 都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

